

2022年
6月1日
第456号



JR東海労



〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

JR東海労働組合

発行人 木下 和樹

編集人 高山 浩

http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/



決意表明を行う本橋書記長

強制出向を取り消すぞ！

総決起集会開催！

法的手段を駆使して闘う！

本部は5月27日、本橋書記長への強制出向を許さず闘うため、「本橋書記長への同意なき出向取消し！総決起集会」を開催しました。

本橋書記長は、4月25日の出向に関する第1回目の職場での面談以降、「正当な理由があれば出向を拒否できるのか、組合役員をしていることは正当な理由として認めるのか認めないのか？出向に行く人、行かない人がある。差別ではないか」と、管理者に再三回答を求めました。また、組合行事の勤務手配については労働協約第6条に基づ

き、6月の中央執行委員会と定期大会について、組休申請を行いました。しかし、会社は「就業規則第28条の2に基づき個別の判断を適切に行う」と、全く誠意がなく、回答ならざる回答しかしませんでした。また組合行事の勤務手配についても、労働協約を無視し「出向先に早めに申し出るのが良いのではないか」と、協約無視の回答を行いました。

そして会社は5月18日の4回目の面談で、本橋書記長の質問に何ら回答せずに、6月1日付けの出向の事前通知を行ったのです。集会上に駆けつけたJR総連八幡書記長から「JR東海労組合員への54歳原則出向は組織破壊攻撃だ。反対の闘いは全国に広まっている。反戦・平和の運動破壊である」と、連帯挨拶がされました。また、JR総連加盟単組から激励のメッセージを頂きました。



での出向は、大会と労組破壊を目的とした露骨な組織破壊攻撃であり、不当労働行為である。淵上さんの闘いに学び、仮処分申請で闘う」と決意表明を行いました。各地本に「檄」が送られました。

百瀬証人・工藤証人を追及！

年休裁判東京・証人尋問

年休裁判東京第8回頭弁論が5月26日、東京地裁において開かれました。この裁判は、年休を失効した、または年休を申し込んだにもかかわらず、年休を付与されなかったことは、労働基準法第39条に違反するとして、東京運輸所分会組合員6名(うち4名は追加)が2017年11月28日に会社を訴えたものです。

今回は会社側証人として、百瀬健一 新幹線鉄道管理部門課課長代理(当時)と、工藤等 東京第一・第二運輸所運転科

長(当時)に対する尋問が行われました。百瀬証人は組合側からの尋問に対して、当時、要員配置や勤務制度の指導をしていたにもかかわらず、「現場のことはわからない」と繰り返しました。裁判官から「年休を取得させるために休日勤務したら休みが減るのではないか」との質問には、「年休は指定した時に取れることが大切だ」と答えましたが、年休が失効する理由については明らかにすることが

できません。また、「5日前にならないと勤務が分からない」とは、社員の生活設計が成り立たず、問題ではないか」との質問に対して、勤務作成責任者であった工藤証人は「問題とは思わない」と答え、社員のことを全く考えない会社の姿勢が明らかになりました。

次回、第9回頭弁論は6月9日に行われ、組合側証人として竹信和光 大学名誉教授と木下委員長が証言します。

き、6月の中央執行委員会と定期大会について、組休申請を行いました。しかし、会社は「就業規則第28条の2に基づき個別の判断を適切に行う」と、全く誠意がなく、回答ならざる回答しかしませんでした。また組合行事の勤務手配についても、労働協約を無視し「出向先に早めに申し出るのが良いのではないか」と、協約無視の回答を行いました。

そして会社は5月18日の4回目の面談で、本橋書記長の質問に何ら回答せずに、6月1日付けの出向の事前通知を行ったのです。集会上に駆けつけたJR総連八幡書記長から「JR東海労組合員への54歳原則出向は組織破壊攻撃だ。反対の闘いは全国に広まっている。反戦・平和の運動破壊である」と、連帯挨拶がされました。また、JR総連加盟単組から激励のメッセージを頂きました。

での出向は、大会と労組破壊を目的とした露骨な組織破壊攻撃であり、不当労働行為である。淵上さんの闘いに学び、仮処分申請で闘う」と決意表明を行いました。各地本に「檄」が送られました。

ロシア軍のウクライナ侵攻により、中立国であるスウェーデンとノルウェーがNATO(北大西洋条約機構)の加盟を表明した。「ロシア軍がいつ侵攻する分らない。国民を守るため」という理由でEU(欧州連合)は、加盟国で経済圏を形成するのに対し、NATOは加盟国で軍事協定を結ぶもので、どこかの国が攻められた場合、加盟国全てが戦争に加担する、というものである。つまり、武力により国益を守るというのである。▼ロシアの軍事侵攻の理由の1つとして、ウクライナのNATO加盟をあげた。それを理由とすること自体が許されないことであるが、逆に捉えるならば、NATOに加盟さえしなければ、軍事侵攻は無いということである。停戦の条件としてロシアから、NATO加盟を止め中立を表明する条件が示された。そうすると、両国のNATO加盟は矛盾し、国民を守るためという主張も成り立たない。▼岸田政権もこの論調で、軍拡、核共有、改憲を主張している。「〇〇が攻めてくるぞ！軍備増強だ」、オオカミ少年である。武力で国民を守ることは不可能だ。なぜなら、国民が戦場に行かされるからだ。為政者の論調には騙されてはいけない！

西さん出向解除！ 出向解除勝利集会を開催



関西支社は5月27日、大阪運輸所分会の西三喜夫さんの出向について、エムティーに出向を解除すると通告しました。

この間、新幹線関西地本は何度も西さんの出向を解除するように要求し、関西支社は全く応じ

ませんでした。また、出向先であるエムティーもJR東海に出向解除を要請していません。

新幹線関西地本は5月30日、「本人の同意なき出向反対！西さんへの強制出向解除勝利集会」を開催しました。

差別は明白！

コロナ裁判結審

新幹線関西地本の萩原光廣さん、柿本克彦さんが関西新幹線サービックと第一事業所長らを訴えていた損害賠償請求事件（「コロナ裁判」・本人訴訟）は、4月28日の第9回口頭弁論で結審しました。

この裁判は、「サービックが「コロナ感染対策」として、就業規則で有給とされる「自宅待機」を従業員に指示した際、「課

題」を提出しなかった萩原さんと柿本さんに対しては自宅待機を適用せず、感染リスクがある出勤を命じたことは差別にあたる」として提訴した事件です。原告は、最終準備書面で「被告の行為は民法709条、715条違反にあたる」と陳述しました。

判決は、6月23日に言い渡されます。

改憲で平和は守れない！ 2022憲法大集会に参加！

日本国憲法制定から75年の今年5月3日、東京・有明防災公園で「改憲発議許さない！守ろう平和」といのちとくらし 2022憲法大集会」が開催されました。集会には、市民・労働者など1万5,000人が結集しました。JR東海労は組合員・OB 15名が、JR総連の仲間と共に参加しま



した。

集会では、年休裁判を支援していただいている

竹信三恵子先生が登壇し、「憲法9条によって軍事費の濫用がくい止められている。労働者の生活を守るためにも9条改悪を許してはならない」と訴えました。

集会後は、デモ行進を行いました。

軍は国を守るが 国民を守らない！

憲法記念日袋井市民のつどいに参加

静岡地本は5月3日、JR総連静岡県協議会の仲間と共に「第34回憲法記念日袋井市民のつどい」に参加しました。集会は「日本国憲法こそが戦争を克服する！憲法施行75周年」と題して、袋井市内で開催されました。会場には150名が集まりました。

科学者の池内了先生より、ウクライナでの戦争と平和憲法について「日本国憲法こそが戦争を克



への従属ではなく、個人として独立した人格である。軍事的抑止力ではなく人間力による抑止であ

ぼんやりしてたら 平和が破壊される！

名古屋地本が沖縄平和研修報告集会

名古屋地本は4月30日、JR総連沖縄平和研修報告集会を開催しました。研修に参加した松山文成さんは報告集会で、現地の様子や感じたことなどを報告しました。

荻野地本委員長は、「報告会に先立ち沖縄を訪れる意義や、更にはウクライナ情勢をうけ憲法改悪、敵基地攻撃や核の共有まで叫ばれている今こそ、戦争の悲惨さをしっかりと学ばなければならぬ」と挨拶しました。

主な訪問地は、辺野古埋立地、普天間基地の見える嘉数高台公園、軍事司令部壕跡、ひめゆり平和祈念資料館、魂魄の塔、県立平和記念公園平和の礎、糸数アブチラガマ、旧海軍司令部壕などです。

松山さんは「戦跡や沖縄の基地の現状を目の当たりにして、再び戦争を繰り返さないために、学習したことを広げていく決意である。沖縄の過去を語る方たちが高齢になり、自分たちが語り継が

るとし、日本国憲法こそが平和な未来をつくるものだ」と訴えました。

なければいけないと思つた。住宅地の真ん中にある普天間基地や、沖縄県民の多くの反対を押し切つて進められている辺野古の埋立地など、沖縄では戦争は過去のもでなく今現在も進行している。だから声を上げていかなければいけない。ぼんやりしてはダメな事になってしまふ。ぼんやりしては駄目だ」と強く訴えました。

参加された組合員からも感想などを出し合い、集会は成功裡に終了しました。

